

○電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する告示 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改 正 案

現 行

周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
428MHzから 428.4MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成32年6月 30日まで	10W以下	陸上での使用 に限る。
	東北総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	10W以下	陸上での使用 に限る。
	信越総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	陸上での使用 に限る。
	北陸総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	陸上での使用 に限る。
	東海総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	10W以下	陸上での使用 に限る。 愛知県及び三 重県の区域を 除く。
	近畿総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	10W以下	陸上での使用 に限る。
	中国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	25W以下	陸上での使用 に限る。
	四国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	陸上での使用 に限る。
	九州総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	陸上での使用 に限る。
429.16875MHz か ら 429.74375MHz ま で	九州総合通信 局管内	平成30年6月 30日まで	0.02W以下	注3
450.175MHzから 450.2375MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	
	東北総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	福島県の区域 を除く。
	信越総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	
	中国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	岡山県、広島県 及び山口県の 区域を除く。
	九州総合通信	平成32年6月	5W以下	陸上での使用

周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
428MHzから 428.4MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成32年6月 30日まで	10W以下	陸上での使用 に限る。
	東北総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	10W以下	陸上での使用 に限る。
	信越総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	陸上での使用 に限る。
	北陸総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	陸上での使用 に限る。
	東海総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	10W以下	陸上での使用 に限る。 愛知県及び三 重県の区域を 除く。
	近畿総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	10W以下	陸上での使用 に限る。
	中国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	25W以下	陸上での使用 に限る。
	四国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	陸上での使用 に限る。
	九州総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	陸上での使用 に限る。
450.175MHzから 450.2375MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	
	東北総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	福島県の区域 を除く。
	信越総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	
	中国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	5W以下	岡山県、広島県 及び山口県の 区域を除く。
	九州総合通信	平成32年6月	5W以下	陸上での使用

	局管内	30日まで		に限る。 福岡県及び大分県の区域を除く。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>460.3MHzから 461.4MHzまで</u>	北海道総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>10W以下</u>	<u>460.3MHzから 460.5MHzまでの周波数のみを使用する場合を除く。</u>
	北陸総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>10W以下</u>	
<u>915.9MHzから 916.9MHzまで</u>	<u>九州総合通信局管内</u>	<u>平成29年6月30日まで</u>	<u>0.002W以下</u>	<u>注4</u>
<u>920.5MHzから 928.1MHzまで</u>	<u>九州総合通信局管内</u>	<u>平成30年6月30日まで</u>	<u>0.2W以下</u>	<u>注3、注4及び注5</u>
<u>2294MHzから 2296MHzまで</u>	北海道総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	東北総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	中国総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	四国総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	九州総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
<u>2400MHzから 2483.5MHzまで</u>	<u>九州総合通信局管内</u>	<u>平成30年6月30日まで</u>	<u>0.45W以下</u>	<u>注3、注4及び注6</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5100MHz から 5140MHz まで	北海道総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	

	局管内	30日まで		に限る。 福岡県及び大分県の区域を除く。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>460.3MHzから 461.4MHzまで</u>	北海道総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>10W以下</u>	<u>460.3MHzから 460.5MHzまでの周波数のみを使用する場合を除く。</u>
	北陸総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>10W以下</u>	
<u>2294MHzから 2296MHzまで</u>	北海道総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	東北総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	中国総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	四国総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	九州総合通信局管内	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5100MHz から 5140MHz まで	北海道総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	

	中国総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	四国総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	九州総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
5490MHz から 5690MHz まで	東海総合通信局管内	<u>平成33年 6 月 30日まで</u>	0.4W以下	<u>注 7</u>
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.4W以下	<u>注 8</u>
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.4W以下	<u>注 9</u>
5650MHz から 5830MHz まで	東北総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W以下	<u>注 10</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注 1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注 2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注 3) 福岡県福岡市南区橘の区域に限る。

(注 4) 福岡県福岡市博多区東平尾公園、同市博多区竹下及び同市博多区美野島の区域に限る。

(注 5) 福岡県福岡市中央区大名及び同市博多区博多駅東の区域に限る。

(注 6) 福岡県福岡市西区元岡の区域に限る。

(注 7) 愛知県名古屋守山区大字上志段味東谷、同県豊田市小田木町タカドヤ、同市黒田町及び同市深見町、同県西尾市港町、同県知多市緑浜町、同県尾張旭市大字新居、同県長久手市茨ヶ廻間及び同市岩作三ヶ峯並びに同県北設楽郡設楽町田峯及び同町西納庫の区域に限る。

(注 8) 広島県三原市久井町吉田、同県尾道市尾崎本町、同市瀬戸田町荻、同市御調町津蟹、同市御調町野間、同市向島町及び同市向東町、同県福山市内海町及び同市沼隈町、同県東広島市河内町小田並びに同県廿日市市吉和の区域に限る。

(注 9) 愛媛県今治市上浦町盛の区域に限る。

(注 10) 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野及び同市田沢湖卒田の区域に限る

	中国総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	四国総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	九州総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
5490MHz から 5690MHz まで	東海総合通信局管内	<u>平成31年 6 月 30日まで</u>	0.4W以下	<u>注 3</u>
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.4W以下	<u>注 4</u>
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.4W以下	<u>注 5</u>
5650MHz から 5830MHz まで	東北総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W以下	<u>注 6</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注 1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注 2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注 3) 愛知県豊田市深見町、同県西尾市港町、同県知多市緑浜町並びに同県長久手市茨ヶ廻間及び同市岩作三ヶ峯の区域に限る。

(注 4) 広島県三原市久井町吉田、同県尾道市尾崎本町、同市瀬戸田町荻、同市御調町津蟹、同市御調町野間、同市向島町及び同市向東町、同県福山市内海町及び同市沼隈町、同県東広島市河内町小田並びに同県廿日市市吉和の区域に限る。

(注 5) 愛媛県今治市上浦町盛の区域に限る。

(注 6) 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野及び同市田沢湖卒田の区域に限る